

入 札 説 明 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）大阪支社の北陸新幹線、金沢・敦賀間建築限界測定装置車保守他に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和３年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

１ 公 告 日 令和３年３月１０日

２ 契約担当役等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社長 堀口 知巳

３ 競争入札に付する事項

(１) 件 名 北陸新幹線、金沢・敦賀間建築限界測定装置車保守他
(電子入札対象案件)

(２) 業務内容 建築限界測定装置車(石川県白山市宮保町白山総合車両所内にて保管中)を受注者整備工場に運搬し、組立、清掃、点検、部品交換、解体等、所定の保守他業務をしたのち、指定場所(石川県加賀市小菅波町)への運搬、組立、試運転調整一式を行うもので、詳細は別紙仕様書のとおりである。

(３) 履行期限 令和３年１０月２９日（金）まで

(４) 引渡し場所及び納入場所 別紙仕様書のとおり

(５) 本案件は、資格確認申請書及び製造（保守）実績証明書（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目５番３６号
(新大阪トラストタワー11階)

当機構大阪支社総務部契約課

電 話 06-6394-6029

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

(イ) 受付期間 公告の日から令和３年３月２６日（金）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、１０時から１６時まで。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(６) その他

別冊資料は、以下の方法で交付する。

ア 交付期間 公告の日から令和３年４月２１日（水）まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は(5)ア(7)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構大阪支社の平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格において「1 製造(1)機械装置④鉄製トロ」、 「1 製造(1)機械装置⑤スラブ軌道作業車」、 「4 役務提供等⑤修繕・保守点検」のいずれかの資格を有すると認定された者（会社更生法（平成14 年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構大阪支社が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 申請書等の提出期限の日から開札までの期間において、当機構理事長又は当機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事請負契約に係る指名停止措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第2条の2に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、契約申込心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 次の条件に満たしている者であること。

建築限界測定装置車、スラブ軌道作業車(スラブ運搬敷設車、レール送込み装置車又はモルタル注入車)、鉄道車両、鉄道保守車両のいずれかを製造し、機構又は鉄道事業者に対して納入した実績を証明できる者又は保守を行った実績を証明できる者であること。

5 担当支社等

上記3 (5) ア (7) に同じ。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、資格確認申請書(様式1)及び製造(保守)実績証明書(様式2)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ただし、同4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、同4(1)及び(3)から(6)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには資格確認の通知日において同4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ア 提出方法 申請書等は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書等の容量が10MBを超える場合又は契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、提出場所へ郵送又は持参（以下「郵送等」という。）すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例1／10～10／10）。

- イ 提出期間 公告の日から令和3年3月26日（金）までの休日を除く毎日、10時から16時

まで。

ウ 提出場所 上記3 (5) ア(7)に同じ。

エ 郵送の方法等について

(ア) 郵送の方法により申請書等を提出する場合は、必要書類の一式を郵送により提出するものとし、一式書類を郵送による方法を電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めない。また、郵送等の方法により提出する場合は、電子システムにより提出書類通知書(様式4)を送信すること。

(イ) 郵送により提出する場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとし、郵送等された申請書等を受領した場合、電子入札システムにより受付票を発行する。

オ 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

申請書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word 2010 形式以上保存
2	Microsoft Excel	Excel 2010 形式以上保存
3	その他アプリケーション	・ PDF ファイル(Acrobat 9.0 形式以上で作成したもの) ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(2) 資格確認申請書は、様式1により作成すること。

(3) 製造(保守)実績証明書(様式2)は、次に従い作成すること。

ア 製造(保守)実績表

上記4(3)の装置を製造(納入)又は保守した実績を様式3に記載すること。

イ 契約書等の写し

アの製造(納入)又は保守実績として記載した装置に係る契約書、指示書、注文書、納品書、商社等の納入した実績が確認できる写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和3年3月31日(水)までに電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、書面で通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当役は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書に関する問い合わせ先 上記3(5)ア(7)に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるが、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 提出期限 令和3年4月7日(水)16時。

イ 書面による提出場所 上記 3 (5) ア(ア)に同じ。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和 3 年 4 月 12 日(月)までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。(提出した旨を 3 (5) ア(ア)に電話連絡すること。)

ただし、書面を持参し、又は郵送(配達証明付郵便に限る。)することにより提出することもできる。電送によるものは受け付けない。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

ア 提出期間 公告の日から令和 3 年 4 月 13 日(火)まで。持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 提出場所 3 (5) ア(ア)に同じ。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより提出された質問についてのみ電子入札システムに掲載するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和 3 年 4 月 16 日(金)から令和 3 年 4 月 21 日(水)までの休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 閲覧場所 3 (5) ア(ア)に同じ。

9 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出、あるいは紙により持参又は郵送(配達証明付郵便に限る。)又は持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 3 年 4 月 21 日(水)16 時(事前提出の場合は、休日を除く 9 時 30 分から 17 時まで。)

イ 郵送による入札書の提出期限は、令和 3 年 4 月 21 日(水)16 時。

ウ 紙による持参の場合は、令和 3 年 4 月 21 日(水)16 時。

(事前提出の場合は、休日を除く 10 時から 16 時まで。)

- (2) 開札は、令和 3 年 4 月 22 日(木)14 時。

- (3) 場所 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号

(新大阪トラストタワー11 階)

当機構大阪支社(ただし、郵送による入札書の提出場所は、当機構大阪支社総務部契約課)

- (4) その他 入札書の提出にあたっては、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。電子入札システムの場合は、当該通知書は不要。

- (5) 入札参加者は、入札書(再度の入札を行う場合の入札書を含む。)を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金 免除

11 入札価格内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した入札価格内訳書（様式自由）の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に入札価格内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送付すること。

なお、3 (5)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者が入札書等を提出する場合は、入札書在中の旨朱書きし、入札価格内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

- (2) 入札価格内訳書の様式は自由とするが、仕様書（別表－1 保守調書）に掲げる使用部品名、品質形状に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び件名を記載した書類とする（紙による提出の場合は押印すること。）。

なお、ファイルの容量は 2 MB 以内に収めることとし、2 MB 以内に収まらない場合は郵送又は持参すること。ただし、圧縮することにより 2 MB 以内に収まる場合は、LZH 式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word 2010 形式以上保存
2	Microsoft Excel	Excel 2010 形式以上保存
3	その他アプリケーション	・ PDF ファイル (Acrobat 9.0 形式以上で作成したもの) ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) 入札価格内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された入札価格内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (5) 入札価格内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札者参加者が行った入札は無効とする。

ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- (ア) 入札価格内訳書の全部又は一部を提出しない場合
- (イ) 入札価格内訳書が白紙である場合
- (ウ) 入札価格内訳書とは無関係の書類である場合
- (エ) 他の入札に係る入札価格内訳書である場合
- (オ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- (カ) 紙による入札の場合で、入札価格書に押印していない場合

イ 入札価格内訳書に記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 内訳の記載がない。

(イ) 入札説明書又は指名通知書にて指示された項目を満たしていない場合

ウ 当該案件の入札価格内訳書に加え、他の案件の入札価格内訳書が添付されている場合

エ 記載すべき事項に以下のいずれかの誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 案件名に誤りがある場合

(ウ) 提出業者名に誤りがある場合

(エ) 入札価格内訳書の合計金額が入札価格と大幅に異なる場合

オ 上記の他、入札価格内訳書中の各項目を合計した金額と合計金額が大幅に異なる場合等入札価格内訳書に重大な不備があると認められる場合

12 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等の虚偽の記載をした者のした入札、内容説明書、契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札又は入札価格内訳書を提出しない者等の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 支払条件 前払金 無

16 契約書作成の可否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き関し、機構大阪支社長に対して苦情を書面により申立てることができる。

18 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、契約申込心得及び契約書案を熟読し、契約申込心得を遵守すること。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 資格審査及び評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(5) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。

当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(6) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類等の提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構大阪支社総務部契約課へ連絡すること。

電話 06-6394-6029

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

- ア 証明書等受付通知書（通知を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）
- イ 証明書等審査結果通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ウ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- エ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- オ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- カ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- キ 落札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ク 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ケ 不調通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- コ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (9) 1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から30分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。
- (10) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじへ移行する。

19 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 0B）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構 0B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）